



(号外) 独立行政法人国立印刷局

日 次

〔内閣官房令〕

- 寒冷地手当支給規則の一部を改正する件 (同三五二)
- 動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 (同三五三)
- 動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らるべき数量の一部を改正する件 (同三五四)

〔省令〕

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一三)
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令 (農林水産九)

〔告示〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

○ 国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分関係

地方公共団体

○ 行旅死亡人、公示送達、農業協同組合第六十四条の二の届出、特定空家等関係

会社その他の会社決算公告

- 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件 (農林水産三四九)
- 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件 (同三五〇)
- 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件 (同三五一)

○ 内閣官房令第二号
国家公務員の寒冷地手当に関する法律 (昭和二十四年法律第二百号) 第一条第二号の規定に基づき、

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

内閣総理大臣 安倍晋三

内閣官房令

○ 内閣官房令第二号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

平成三十一年二月十四日

寒冷地手当支給規則の一部を改正する内閣官房令
寒冷地手当支給規則（昭和三十九年總理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表（第一条関係）

所	在地	官署
岩手県	〔略〕	〔略〕
宮古市佐原三の二一の四	〔略〕	〔略〕
宮古市千徳第一四地割二 九の五	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

改 正 後

別表（第一条関係）

所	在地	官署
岩手県	〔同上〕	〔同上〕
宮古市藤の川四の一	〔同上〕	〔同上〕
宮古市佐原三の二一の四	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

改 正 前

備考 表中の「」の記載は注記である。
附 則
この内閣官房令は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当支給規則の規定は、平成三十一年一月二十一日から適用する。

省 令

令

○厚生労働省令第十三号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四号）第十四条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十四日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 根本 匠

（傍線部分は改正部分）

（指定届出機関の指定の基準）

第六条

（略）

2 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（以下「疑似症」という。）は、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感覚を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものとし、同項に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、集中治療その他これに準ずるものを作成することができる病院又は診療所のうち疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

（指定届出機関の指定の基準）

第六条

（略）

2 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める疑似症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる疑似症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第二項において「疑似症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち該疑似症指定区分の疑似症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

（摂氏三十八度以上の発熱及び呼吸器症状

（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）

診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所

二 発熱及び発しん又は水疱	診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所
---------------	-------------------------

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第七条

法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検査した日の属する週の翌週(診断し、又は検査した日が日曜日の場合は、当該診断し、又は検査した日の属する週)の月曜日(前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ベニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあっては、診断した日の属する月の翌月の初日)に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

一 (略)

二 当該指定届出機関に係る疑似症の患者に係るものにあっては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合

3 (略)

法第十四条第三項に規定する報告は、五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者に係るものについては同条第二項に規定する届出を受けた後七日以内に、疑似症の患者に係るものについては直ちに行うものとする。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○農林水産省令第九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)第十四条第一項第一号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する。

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

次の方により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

平成三十一年二月十四日

改 正 後

別表(第五条関係)

	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等	
		施設設備等の分類	財産の名称、構造等
一 (略)	(略)	(略)	(年)
国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	(略)	(略)
国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金	国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金	(略)	(略)
策地方公共団体整備費補助金	(新設)		

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第七条

法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検査した日の属する週の翌週(診断し、又は検査した日が日曜日の場合は、当該診断し、又は検査した日の属する週)の月曜日(前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ベニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあっては、診断した日の属する月の翌月の初日)に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

一 (略)

二 当該指定届出機関に係る疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものにあっては、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合

3 (略)

法第十四条第三項に規定する報告は、五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者に係るものについては同条第二項に規定する届出を受けた後七日以内に、疑似症指定区分の疑似症の患者に係るものについては直ちに行うものとする。

附 則

農林水産大臣 吉川 貴盛

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

改 正 前

別表(第五条関係)

	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等	
		施設設備等の分類	財産の名称、構造等
一 (略)	(略)	(略)	(年)
国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	(略)	(略)
(新設)		(略)	(略)